

生活道路における交通安全対策検討委員会 設立趣旨書

生活道路においては、高齢者、障害者、こどもを含む全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保して、交通事故を減少させていかなければならない。生活道路における交通死亡事故は近年減少傾向にあるものの、依然として、生活道路でのこどもが関係する交通事故などは後を絶たず、生活道路における交通安全対策の推進は、喫緊の課題である。

国土交通省においては、各自治体における生活道路の交通安全対策を推進するべく、平成28年に「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」の策定・周知をするなど技術的な支援を行うとともに、令和2年には、交通安全対策補助制度（地区内連携）を創設するなど、財政的な支援も実施してきたところである。

また、令和3年からは、警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図っている。

他方、生活道路における交通安全対策の加速化に向けて、地域での円滑な合意形成手法の検討、ビッグデータの効果的な活用手法の検討と普及、技術基準や技術資料の充実化等が必要とされているところである。

あわせて、幹線道路の整備や渋滞対策が生活道路の交通安全性に寄与する影響も大きいことから、道路の機能分化の視点も踏まえ、幹線道路と生活道路を包括的に捉えた交通安全対策など、新たな視座から交通安全対策を推進することも重要である。

については、生活道路における交通安全対策を更に推進するための方策について、専門的見地から審議を行うため、「生活道路における交通安全対策検討委員会」を設置する。

「生活道路における交通安全対策検討委員会」規約

令和6年6月28日

(名称)

第1条 この委員会は、生活道路における交通安全対策検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、我が国の道路特性や交通状況等を踏まえつつ、生活道路における交通安全対策を更に推進するための方策について、専門的見地から審議を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(ワーキングチームの設置)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキングチームを設置して、調査・検討させることができる。

2 委員長は、委員のうちからワーキングチーム長（以下「チーム長」という。）を指名する。

3 チーム長は、調査・検討を終了したときは、速やかに結果を委員長に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省道路局が行う。

(委員等以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 会議は、原則として公開とし、議事要旨は、会議後速やかにホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができます。

以上

(別紙)

生活道路における交通安全対策検討委員会

委員名簿

【学識経験者】

赤羽 弘和	千葉工業大学 創造工学部都市環境工学科教授
久保田 尚	埼玉大学名誉教授・日本大学客員教授
小嶋 文	埼玉大学大学院 理工学研究科准教授
浜岡 秀勝	秋田大学大学院 工学資源学研究科教授

【地方自治体】

栗本 高史	横浜市 道路局道路政策担当理事
山縣 豊	大府市 都市整備部道路整備課長

【国】

伊藤 高	国土交通省 道路局 環境安全・防災課長
岩瀬 聰	警察庁 交通局 交通規制課長

(敬称略)
(五十音順)